

## 岡崎市危険空き家除却事業費補助金交付要綱

### (目的等)

第1条 この要綱は、倒壊や外装材等の飛散のおそれがある空き家又は空き住戸の除却を行う者に対し、予算の範囲内において、岡崎市危険空き家除却事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、危険な空き家及び空き住戸の除却を促進し、もって市民の良好な生活環境の形成及び維持を図ることを目的とする。

2 補助金の交付については、住宅市街地総合整備事業補助金制度要綱（平成16年4月1日付け国住市第350号）、愛知県空家等対策推進事業費補助金交付要綱及び岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号）の定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する空家等のうち、工作物及び敷地を除いたものをいう。
- (2) 空き住戸 長屋及び共同住宅の住戸であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるものをいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。
- (3) 危険住宅 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4項に規定する不良住宅のうち、別表1の（ろ）欄に掲げる各評定項目につき（は）欄に掲げる評定内容に応ずる（に）欄に定める評点を（い）欄に掲げる評定区分ごとに合計した評点の合計が100以上となるものをいい、災害により著しく損壊し建築物でなくなった住宅を含む。
- (4) 特定空き家 法第2条第2項に規定する特定空家等（法第14条第3項に規定する命令に係る部分を除く。）のうち、工作物及び敷地を除いたものをいう。
- (5) 居住誘導区域等 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第2項第2号に規定する居住誘導区域及びそれに囲まれている区域であって、次に掲げる災害危険性が高い区域等であることから居住誘導区域に設定されていない区域をいう。
  - ア 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域
  - イ 同法第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域
  - ウ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域
  - エ その他災害危険性が高い区域

- (6) 危険空き家 次に掲げるものをいう。
- ア 危険住宅に該当する空き家又は空き住戸
  - イ 特定空き家
- (7) 無接道等危険空き家 居住誘導区域等内に存する危険空き家であって、次のいずれかに該当するものをいう。
- ア 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 43 条第 1 項及び第 2 項の規定に適合しない敷地に現に存するもの（同条第 1 項の規定に適合する敷地とするため、周囲の敷地と統合することが困難でないものとして市長が認める敷地に存するもの及び同条第 2 項に規定する建築物に該当する見込みがあるものとして市長が認めるものを除く。）
  - イ 当該危険空き家の敷地が幅員 2 メートル以上の道（人又は車両が通行することができる通路及び空地をいい、その所有者、通行権の有無及び形態を問わない。以下この号において同じ。）に接していないこと、建築基準法第 42 条第 1 項に規定する道路（以下この号において「道路」という。）から当該敷地に至るまでの全ての道の最小幅員が 2 メートル未満であることその他のやむを得ない事由により、解体専用重機、バックホウその他これらに類する重機を使用せず除却するもの
- (8) 除却事業者 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）別表第 1 の下欄に掲げる建築工事業、土木工事業若しくは解体工事業に係る同法第 3 条第 1 項の許可又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）第 21 条第 1 項の登録を受けた者をいう。

（補助の対象者）

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 個人であり、次のいずれかに該当する者であること。
  - ア 空き家又は空き住戸の所有者。ただし、当該空き家又は空き住戸が存する長屋若しくは共同住宅の所有者が複数人いる場合は、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）を行うことについて、他の所有者全員の同意を得なければならない。
  - イ 空き家又は空き住戸が存する長屋若しくは共同住宅の所有者（所有者が複数人いる場合は、所有者全員）の同意を得て、補助事業を行う者
- (2) 岡崎市税を滞納していない者であること。
- (3) 岡崎市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 31 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）又は同条第 1 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（補助の対象空き家）

第4条 補助金の交付の対象となる空き家（以下「補助対象空き家」という。）は、危険空き家であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 法第6条第1項の規定による空家等対策計画の計画区域内のうち、次のいずれかに該当するものであること（特定空き家である場合を除く。）。
  - ア 市街化区域内の敷地に現に存するもの
  - イ 落下又は倒壊により歩行者等に危害を加えるおそれのあるもの
- (2) 延べ面積の2分の1以上が居住の用に供されていたものであること（特定空き家である場合を除く。）。
- (3) 木造であること（特定空き家である場合を除く。）。
- (4) 所有権以外の権利が設定されていないこと。ただし、補助対象者が補助事業を行うことについて、当該権利の権利者の同意を得ている場合は、この限りでない。
- (5) 当該空き家の除却について、国、地方公共団体等による他の補助金等の交付を受けていないこと。
- (6) 空き住戸である場合にあっては、当該空き住戸が存する長屋又は共同住宅の住戸うち、当該空き住戸の所有者が所有する住戸の全てが空き住戸であること。

（補助の対象事業）

第5条 補助事業は、補助対象空き家を除却し、かつ、その敷地を更地にする工事（補助対象空き家が空き住戸である場合にあっては、当該空き住戸が存する長屋又は共同住宅の住戸のうち、当該空き住戸の所有者が所有する住戸の全てを除却し、かつ、その敷地を更地にする工事）とする。ただし、周辺的生活環境に悪影響を及ぼすおそれがないものとして市長が認める工作物は、残置することができるものとする。

（補助対象経費及び補助金の額）

第6条 補助の対象となる経費は、補助対象者が除却事業者を支払った補助事業に係る費用のうち、補助対象空き家の除却（廃材の運搬及び処分を含む。）に要する費用（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

- 2 前項に規定する経費の1平方メートル当たりの額（当該経費の額を登記事項証明書又は固定資産家屋証明書に記載された補助対象空き家の延べ面積で除して得た額）は、令和2年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等（令和2年3月31日付け国住備第456号、国住整第36号、国住市第123号、国土交通事務次官通知）第9(2)の規定に基づき、2万7,000円を限度とする。
- 3 補助金の額は、第1項に規定する経費の額に2分の1を乗じて得た額とし、無接道等危険空き家である場合は120万円、それ以外の場合は10万円を限度とする。この場合において、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助対象空き家の判定申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、補助対象空き家判定申請書（様

式第1号) に関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、第10条第1項の規定による補助金交付の申請をしようとする日以前14日までに行わなければならない。

#### (補助対象空き家の判定)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請に係る空き家又は空き住戸が補助対象空き家に該当するか否かを判定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により、当該空き家又は空き住戸が補助対象空き家に該当すると判定した場合において、必要があると認めるときは、当該補助対象空き家が無接道等危険空き家に該当するか否かを判定するものとする。

- 3 前2項の判定を行うときは、当該空き家又は空き住戸の現地調査を行わなければならない。ただし、当該空き家又は空き住戸が特定空き家であり、かつ、明らかに無接道等危険空き家に該当しないと判定できる場合はこの限りでない。

#### (判定結果の通知)

第9条 市長は、前条に規定する判定をしたときは、補助対象空き家判定結果通知書(様式第2号)により、第7条第1項の申請をした補助対象者に対し、判定結果を通知するものとする。

#### (補助金の交付申請)

第10条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、危険空き家除却事業費補助金交付申請書(様式第3号)に関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、補助事業に着手しようとする日の前日又は補助事業を行う年度の12月28日のいずれか早い日(土日祝日の場合は、直前の開庁日)までに行わなければならない。

#### (補助金の交付決定)

第11条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書(様式第4号)により、当該申請をした補助対象者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付について、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

#### (補助金交付の変更申請)

第12条 前条第1項の決定を受けた者(以下「交付決定受取者」という。)は、第10条第1項の規定により申請した内容に変更が生じたときは、危険空き家除却事業費補助金交付変更申請書(様式第5号)に同項の規定に基づき提出した書類のうち、変更のあった書類を添付して、速やかに市長に提出しなければならない。

(補助金交付の変更決定)

第 13 条 市長は、前条の規定による申があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金交付の変更を決定し、補助金交付変更決定通知書(様式第 6 号)により、当該申請をした交付決定受理者に通知するものとする。

2 市長は、補助金交付の変更について、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(契約の締結)

第 14 条 補助事業の請負契約の締結は、第 11 条第 1 項の規定により補助金の交付が決定した日以後に行わなければならない。

(補助事業の廃止又は中止)

第 15 条 交付決定受理者は、当該補助事業を廃止し、又は中止したときは、補助事業廃止届(様式第 7 号)により、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。

(完了実績報告)

第 16 条 交付決定受理者は、補助事業が完了したときは、当該補助事業が完了した日から起算して 30 日を経過する日又は第 11 条第 1 項に規定する決定を受けた日の属する年度の 2 月 15 日のいずれか早い日(土日祝日の場合は直前の開庁日)までに、補助事業完了実績報告書(様式第 8 号)に関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 17 条 市長は、前条の規定による報告があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付する補助金の額を確定し、補助金確定通知書(様式第 9 号)により、当該報告をした交付決定受理者に通知するものとする。

2 前項の審査を行う場合において、必要があると認めるときは、補助対象空き家の除却後の敷地を検査するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第 18 条 前条に規定する確定を受けた交付決定受理者(以下「額確定受理者」という。)は、当該確定を受けた日から起算して 30 日を経過する日又は当該確定を受けた日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日(土日祝日の場合は直前の開庁日)までに補助金支払請求書(様式第 10 号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求に基づき、当該請求をした額確定受理者に対し、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第 19 条 市長は、交付決定受理者又は額確定受理者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について期限を定めて返還するよう命ずることができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により、当該決定又は確定を受けたとき。
- (2) 当該決定若しくはこれに付した条件、法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) 第 3 条各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなったとき。
- (4) 第 16 条に規定する期日までに、当該報告を行わなかったとき。
- (5) 前 4 項に掲げるもののほか、市長が不相当であると認める事由が生じたとき。

2 市長は、第 15 条の規定による届出を受けたときは、当該決定を取り消すものとする。

3 市長は、前 2 項の規定により取消しを行うときは、補助金交付決定取消通知書（様式第 11 号）により交付決定受理者又は額確定通知者に通知しなければならない。

4 市は、第 1 項の規定により取消し又は返還の命令を行った場合に生じた損害について、一切の賠償の責めを負わないものとする。

(関係法令の遵守等)

第 20 条 交付決定受理者及び除却事業者は、補助事業を実施するに当たり、関係法令等を遵守しなければならない。

2 前項の規定は、補助事業が完了した後においても適用する。

(書類の保管)

第 21 条 補助金の交付を受けた額確定受理者は、補助金の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日から起算して 5 年間保管しなければならない。

(その他)

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。ただし、「建設業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 55 号）」附則第 3 条第 1 項の規定により引き続き解体工事業を営む者については、第 2 条第 1 項第 6 号の解体事業者等とみなす。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、「建設業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 55 号）」附則第 3 条第 1 項の規定により引き続き解体工事業を営む者については、第 2 条第 1 項第 6 号の解体事業者等とみなす。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。ただし、「建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）」附則第3条第1項の規定により引き続き解体工事業を営む者については、第2条第1項第8号の解体事業者等とみなす。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

別表1 木造住宅の不良度の測定基準（外観目視により判定できる項目）

(い)		(ろ)	(は)	(に)	(ほ)
評定区分		評定項目	評定内容	評点	最高評点
1	構造一般の程度	(1) 基礎	ア 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10	45
			イ 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20	
		(2) 外壁	外壁の構造が粗悪なもの又は各戸の界壁が住戸の独立性を確保するため適当な構造でないもの	25	
2	構造の腐朽又は破損の程度	(1) 基礎、土台、柱又ははり	ア 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25	100
			イ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数ヶ所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50	
			ウ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100	
		(2) 外壁	ア 壁又は各戸の界壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの	15	

			イ 外壁又は各戸の界壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25	
		(3) 屋根	ア 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの	15	
			イ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下つたもの	25	
			ウ 屋根が著しく変形したもの	50	
3	防火上又は避難上の構造の程度	(1) 外壁	ア 延焼のおそれのある外壁があるもの	10	30
			イ 延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上あるもの	20	
		(2) 屋根	屋根 屋根が可燃性材料でふかれているもの	10	
4	排水設備	雨水	雨樋がないもの	10	10

備考 一の評定項目につき該当評定内容が2又は3ある場合においては、当該評定項目についての評点は、該当評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。



補助対象空き家判定申請書

（宛先）岡崎市長

申請者 住 所

氏 名

電 話

岡崎市危険空き家除却事業費補助金の補助対象空き家の判定を受けた  
いので、次のとおり岡崎市危険空き家除却事業費補助金交付要綱第7条  
第1項の規定により申請します。

なお、補助対象空き家の判定にあたり、岡崎市職員が当該空き家に立  
ち入ることについて、承諾します。

空き家の所在地	岡崎市	
添付書類	<input type="checkbox"/> 位置図（付近見取図） <input type="checkbox"/> 外観写真（複数の方向から撮影されたもの）	
空き家概要 （分かる範囲で 記入してください。）	構造	木造
	従前用途	
	延べ面積	m <sup>2</sup>
	階数	階
	空き家とな った時期	

※ 無接道等危険空き家に該当する可能性があり、その判定を希望する  
場合は、裏面の記入をお願いします。

申請に係る空き家は、無接道等危険空き家に該当する可能性がありますので、次のとおり申請します。

空き家の所有者	
敷地の所有者	
添付書類	<input type="checkbox"/> 公図 <input type="checkbox"/> 敷地の前面道路の写真 <input type="checkbox"/> 敷地の全部事項証明書 <input type="checkbox"/> 敷地の所有者並びにその配偶者、直系尊属及び直系卑属が当該敷地に隣接する土地を所有していないことの申述書
空き家の除却工事の着手予定日	年 月 日
空き家の除却工事における重機（解体専用重機、バックボウ等）の使用（予定）	<input type="checkbox"/> 使用する。 <input type="checkbox"/> 使用しない。
上欄において使用しない場合の理由	<input type="checkbox"/> 敷地が幅員2メートル以上の道に接していないから。 <input type="checkbox"/> 道路から敷地に至るまでの道（複数ある場合は全ての道）の最小幅員が2メートル未満であるから。 <input type="checkbox"/> その他（ ）

様式第2号（第9条関係）

（年度）○第 号  
（元号） 年 月 日

補助対象空き家判定結果通知書

様

岡崎市長 ○○ ○○

（元号） 年 月 日付けで申請のありました下記の空き家について、岡崎市危険空き家除却事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき調査を行った結果、同要綱第4条に規定する補助対象空き家に該当すると判定しましたので、同要綱第9条の規定により通知します。

記

空き家の所在地

岡崎市

※ 補助金の交付を受けるには、以下の条件が付きます。

- 1
- 2
- 3

様式第2-1号（第9条関係）

（年度）○第 号  
（元号） 年 月 日

補助対象空き家判定結果通知書

様

岡崎市長 ○○ ○○

（元号） 年 月 日付けで申請のありました下記の空き家について、岡崎市危険空き家除却事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき調査を行った結果、同要綱第4条に規定する補助対象空き家に該当しないと判定しましたので、通知します。

記

空き家の所在地

岡崎市

(元号) 年 月 日

## 危険空き家除却事業費補助金交付申請書

(宛先) 岡崎市長

申請者 住 所

ふりがな

氏 名

(生年月日 年 月 日)

電 話

岡崎市危険空き家除却事業費補助金の交付を受けたいので、次のとおり岡崎市危険空き家除却事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定により申請します。また、同要綱第3条第3号の規定により、暴力団排除のため関係する官公庁へ照会することに同意します。

空き家の所在地	岡崎市
補助対象経費	円
着手年月日及び完了年月日（予定）	着手 年 月 日 完了 年 月 日
添付書類	<input type="checkbox"/> 除却工事計画書 <input type="checkbox"/> 使用状況報告書 <input type="checkbox"/> 災害証明 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書又は所有を確認できる書類 <input type="checkbox"/> 除却事業者の見積書 <input type="checkbox"/> 岡崎市税の滞納がないことを示す納税証明書 <input type="checkbox"/> 除却工事を行う予定の解体事業者等の建設業法に基づく建築業若しくは解体業の許可、又は建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律に基づく県知事による登録を受けた者であることを証する書類 <input type="checkbox"/> その他

様式第4号（第11条第1項関係）

（年度）岡崎市指令○第 号  
（元号） 年 月 日

補助金交付決定通知書

様

岡崎市長 ○○ ○○

（元号） 年 月 日付けで申請のありました補助金については、下記のとおり交付することに決定しましたので、岡崎市危険空き家除却事業費補助金交付要綱第11条第1項の規定により通知します。

記

1 空き家の所在地

岡崎市

2 交付決定額 金 円

3 交付の条件

- (1)
- (2)
- (3)

※ 工事請負契約は交付決定通知日以降に締結してください。

※ （元号）○年○月○日までに補助対象事業を終え、「危険空き家除却費補助事業完了実績報告書」を提出してください。

様式第4-1号（第10条第1項関係）

（年度）○第 号  
（元号） 年 月 日

補助金不交付決定通知書

様

岡崎市長 ○○ ○○

（元号） 年 月 日付けで申請のありました補助金については、下記のとおり交付しないことに決定しましたので、通知します。

記

1 空き家の所在地

岡崎市

2 事由





様式第6号（第13条第1項関係）

（年度）岡崎市指令○第 号  
（元号） 年 月 日

補助金交付変更決定通知書

様

岡崎市長 ○○ ○○

（元号） 年 月 日付けで申請のありました補助金については、下記のとおり交付決定の変更を承認しましたので、岡崎市危険空き家除却事業費補助金交付要綱第13条第1項の規定により通知します。

記

1 空き家の所在地

岡崎市

2 交付決定額 金 円

3 交付の条件

- (1)
- (2)
- (3)

※ （元号）○年○月○日までに補助対象事業を終え、「危険空き家除却費補助事業完了実績報告書」を提出してください。

様式第6-1号（第13条第1項関係）

（年度）○第 号  
（元号） 年 月 日

補助金交付変更決定通知書

様

岡崎市長 ○○ ○○

（元号） 年 月 日付けで申請のありました補助金については、下記のとおり変更を承認しないことに決定しましたので、通知します。

記

1 空き家の所在地

岡崎市

2 事由

様式第7号（第15条関係）

（元号） 年 月 日

補助事業廃止届

（宛先）岡崎市長

申請者 住 所

氏 名

電 話

（元号） 年 月 日付け （年度）岡崎市指令○第 号  
により交付決定のありました危険空き家除却事業について、下記の通り  
申請内容を辞退しますので岡崎市危険空き家除却事業費補助金交付要綱  
第15条の規定により届け出ます。

記

1 空き家の所在地

岡崎市

2 事由

（元号） 年 月 日

補助事業完了実績報告書

（宛先）岡崎市長

申請者 住 所

氏 名

電 話

（元号） 年 月 日付け （年度）岡崎市指令○第 号  
により交付決定のありました危険空き家除却事業について、事業が完了  
しましたので岡崎市空き家除却費補助金交付要綱第 16 条の規定により、  
関係書類を添えて以下のとおり報告します。

空き家の所在地	岡崎市
着手年月日	年 月 日
完了年月日	年 月 日
補助対象経費	円
補助金交付決定額	円
添付書類	<input type="checkbox"/> 除却工事の請負契約書又は注文請書（除却事業者の押印があるものに限る。）の写し <input type="checkbox"/> 除却工事費の領収書（除却事業者の押印があるものに限る。）の写し <input type="checkbox"/> 除却工事完了後の敷地の写真

様式第9号（第17条第1項関係）

（年度）岡崎市指令○第 号

（元号） 年 月 日

補助金確定通知書

様

岡崎市長 ○○ ○○

（元号） 年 月 日付けで完了実績報告のありました補助対象事業については、下記のとおり補助金を確定しましたので岡崎市危険空き家除却事業費補助金交付要綱第17条第1項の規定により通知します。

記

1 空き家の所在地

岡崎市

2 補助金確定金額 金 円

（元号） 年 月 日

補助金支払請求書

（宛先）岡崎市長

申請者 住 所

氏 名

電 話

岡崎市危険空き家除却事業費補助金交付要綱第 18 条第 1 項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 空き家の所在地

岡崎市

2 請求額

金								円
---	--	--	--	--	--	--	--	---

3 振込先

振込先金融機関	金融機関名	銀行 金庫 農協	本店 支店 支所
	預金の種類	普通	・ 当座
	口座番号		
	(フリガナ) 口座名義		

様式第 11 号（第 19 条第 3 項関係）

（年度）岡崎市指令○第 号  
（元号） 年 月 日

補助金交付決定取消通知書

様

岡崎市長 ○○ ○○

（元号） 年 月 日付け（年度）岡崎市指令○第 号により交付決定した補助金については、下記のとおり取り消しましたので、通知します。

記

1 空き家の所在地

岡崎市

2 事由

## 除却工事計画書

### 1 空き家概要

空き家の所在地	岡崎市
従前用途	住宅 ・ 店舗併用住宅 ・ その他 ( )
構造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・その他 ( )
延べ面積	㎡
建築年	年

### 2 工事概要

除却事業者	名称	
	所在	
	連絡先	
	現場責任者	

### 3 計画配置図 別添のとおり

### 4 工事費見積額 (予定額)

合計額	空き家除却費 (補助対象経費)	その他の工事費 (補助対象外経費)
円	① 円	円
補助金 (※) 上限 100,000 円とする (無接道等危険空き家は 1200,000 円)。		
①	円 × 1/2 =	円 (※)

### 5 空き家の解体方法 (無接道等危険空き家の場合のみ記入)

上部構造部分	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 重機
基礎	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 重機



(元号) 年 月 日

## 使用状況報告書

(宛先) 岡崎市長

申請者 住 所

氏 名

電 話

当該申請の建築物の使用状況は以下のとおりであり、1年以上使用していないことを報告します。

### 1 建築物所在地

岡崎市

### 2 使用状況について

時期	内容
年 月	
年 月	
年 月	
以後、使用のないまま、現在に至る。	

※ 上記報告内容は事実と相違ありません。報告内容に虚偽があった場合、補助金の交付決定の取り消し及び補助金を返還することについて、同意します。